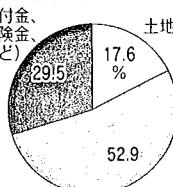


SUNDAY NIKKEI

A.相続税調査の主なチェック項目
(網かけ部分は最近、強化しているとみられる点)

- ①被相続人の生前の所得、資産、職業に見合つた相続財産を申告しているか
 - ②被相続人の死亡直前に多額の預貯金の引き出しなどはあったか
 - ③家族名義の預貯金口座に被相続人の「借名口座」はあるか
 - ④被相続人の生前贈与を適正に申告していたか
 - ⑤相続人以外の人に財産が移転していないか
 - ⑥相続税の納税資金などはどのように調達したか
 - ⑦有料老人ホームの入居一時金の返還分を申告しているか
 - ⑧被相続人による貸付金、預け金を財産に含めて申告しているか
 - ⑨過大な債務や過大な葬式費用などを申告していないか
- 〔小規模宅地の評価減〕ができないのに、適用していないか

B.申告漏れ相続財産の金額構成比



(注)2009年7月~10年6月、国税庁調べ

相続税

調査対象
じわり拡大

相続税申告に対する調査のウエートは他の税金に比べて高い。申告漏れの指摘も多く、「調査が厳しい税金」といわれる。所得税のように継続調査できる税金と違い、相続税調査は基本的に被相続人の死亡後一度限りだ。09年は死亡者数が年間約110万人で相続税の納税申告件数は4万件強(申告した相続人は約11万人)。調査の割合は約30%で、このうち申告漏れで税金を追徴したのは約85%だった。

着手早まる傾向

相続税の申告を数多く掛ける税理士からは、「申告書提出から税務調査までの期間が短くなる一方、調査項目がじわじわ増えた。正直さつとい」との声を聞くようにならなかった。かつては「申告書提出から2年程度たないと調査に

相続税の税務調査の対象が徐々に拡大し、申告チェックも細かくなってきた。調査する相続財産の金額基準が下がって裾野が広がったほか、課税財産の確定を巡り、被相続人(死後)の生前贈与の経緯を詳しく聞きたり、相続人以外の財産を縦密に調べたりする例もある。残る2011年度の税制改正法案が成立すれば相続税の課税対象者はさらに広がる。じわりと強化に動く相続税調査の現状を探つた。

相続税申告に対する調査の忠告さん」。だが最近は「1年から1年半程度に短くなった」(岩下さん)という。調査着手が早まつた理由については、税理士の安部和彦さんは「土地の譲渡所得の調査が減り、相続税調査に集中するようになったからだ」と説明する。相続税や贈与税の調査は、税務署やその上部組織である国税局の「資産課税部門」が担当する。株式や土地の譲渡(売却)所得の調査も基本的に担当するが、08年秋のリーマン・ショック以降、資産価格が一段と低迷し、譲渡案件は減少傾向。そこで国税庁も最近は「相続税中心に調査するよう指示している」

申告漏れ多い「金融」に的

（課税部資産課税課）。調査する相続財産の金額基準も低くなっている。多くの税理士は「東京都内の場合、以前は土地、金融資産など相続財産全体で数億円以上なければ調査を受けなかつた」と語るが、最近は「1億~2億円でも調査される例がある」という。

もっと国税庁は「調査対象を金額のみで選定することはない」と話す。調査対象には選ぶのは、「税務署から見て

疑問が多い案件」(国税庁)。国税庁は「満遍なく調査する」というが、税理士の話をもとに、最近急に入りにチェックするときれる項目を中心とした(表A)。
逆に言えば表Aを参考に、

適正な申告を心掛ければ「調査を水際で防ぐ効果がある」(岩下さん)。その意味で相続や相続税に関心がある人に相続税調査の目的は「相続財産に申告漏れがあるかどうか

C.相続税調査に上手に対応するためのアドバイス5カ条

- ①預貯金通帳などをきちんと保存・準備する
- ②贈与の証拠(納税申告書や契約書)をそろえる
- ③出金についての合理的な説明資料を用意する
- ④被相続人の過去の申告書などを
- ⑤できれば税理士に調査に立ち会つてもらう

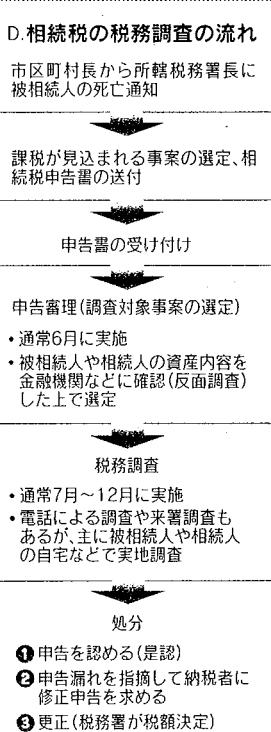
▼相続税 被相続人の債務や葬式費用を差し引いた後の相続財産額が基礎控除額を超える場合に課税される。課税財産総額を相続人が法定相続分で取得したとした場合の各取引金額に税率を掛けて、各税額を計算し、それを合計して相続税の総額を求める。相続人は実際の相続財産額の割合に応じて納税する。申告・納税は相続開始から原則10ヶ月以内。

かの確認」(税理士の橋本守次さん)が中心になる。相続財産から差し引く債務が過大かどうかや、一定の要件を満たした自宅などの土地評価を減額できる「小規模宅地の評価減」の確認は重要項目だ。

さらに最近は「金融資産の把握」(税理士の藤曲武美さん)に重点を置いているといふ。他の資産に比べて申告漏れが多いからだ(グラフB)。登記制度がある土地や建物は状況を把握しやすいが、「預貯金の把握体制は依然十分でない」(税務署関係者)。

具体的には被相続人の生前の職業、所得や資産状況をもとに、相続金融資産の申告額が少ないと判断した場合は「必ず詳細な説明を求めてこよ」(藤曲さん)という。

税務署、課税案件を独自に選定



被相続人の死亡から調査まで件を独自に選ぶ点だ。税務署は被相続人の死亡通知を受けたときに、相続人が申告書を提出するの流れを図りにまとめた。

注目したいのは、市区町村から被相続人の死亡通知を受けたときに積極的に動く。(阿

所を得などを独自に調べて、必要なならば税務署から相続税の申告書を送付する。「申告書を提出するようにとの念押し」(阿保さん)ともいえる。無視すると

可能性が大きい。

（編集委員 後藤直久）

財産の金額基準 下がる

多くの税理士によると、「家族名義の預金を被相続人の借入額とみる傾向が一段と強まっている」という。家族名義でも財産は実質的に被相続人の管理下にあつたと納税者が認めれば、税務署にとって課税財産額が増える。納税

署は認証を強化中だ。調査への対処法を表Cにまとめた。申告の際に心掛けたい点でもある「被相続人の資産増減とその理由を裏付け資料で示すことが大切」(岩下さん)だ。被相続人や相続人の過去3~5年間の預貯金帳の準備が必要。また「数百万円単位の出金は必ず用途を聞かれるので説明資料を用意したい」(藤曲さん)という。

相続税の改正が実現すれば課税対象が広がり、税務調査を受ける人は確実に増えれる。現在、基礎控除は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」だが、11年度の税制改正法案には「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げるところが盛り込まれている。最近の調査強化は「課税対象拡大を見越した動き」(岩下さん)なのかもしない。